

平成26年度第1回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成26年4月21日(月) 午後2時

召集場所 清須市新川体育館 大会議室

開 会 平成26年4月21日(月) 午後2時

出席委員 18名

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1. 渡辺秋郷 | 2. 大橋 浩 | 3. 石田紀興 | 4. 早川勝義 |
| 5. 浅井尊弘 | 6. 安田武雄 | 7. 瀬尾久善 | 8. 浅野佳伸 |
| 9. 成瀬恒雄 | 10. 三宅正恭 | 11. 日下部錠一 | 12. 石黒鉦俊 |
| 13. 川崎良一 | 14. 小崎 進 | 15. 小崎崇徳 | 17. 加藤頌茲 |
| 18. 星野 満 | 19. 櫻井紀彦 | | |

欠席委員 1名

16. 星野國雄

本会議に職務のために出席した者の氏名

市民環境部長 鷺見雅一

事務局長 寺井秀樹

主 事 島津行康・石塚正己・安藤敏秀・田中あさ美

- 議事日程
1. 開会のことば
 2. 農地転用等について
 3. その他

事務局 人事異動に伴う職員の紹介・鷺見、石塚、田中あいさつ
只今から平成26年度第1回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長のあいさつ、その後の進行をよろしくお願いします。

会 長 こんにちは。
あいにくの天気ですけども、桜もみんな散ってしましまして、日に日に暖かくなってきておりますが、昨日今日とちょっと寒さを感じております。
皆さんも朝晩温度差も大きくなっておりますので体調管理に十二分に注意していただいて益々元気にやっていただきたいと思います。
それでは、26年度の最初の農業委員会になります。我々も後半年の任期ということであり、今年の9月まで委員の皆さんのご協力をいただきまして今までと同様に会を収めていきたいと思っておりますので皆さんのご協力をよろしくお願いします。
では、ただいまから、平成26年度第1回清須市農業委員会を開催いたします。

会 長 本日の出席議員さんは18名で、星野國雄議員から欠席の連絡を受けております、定足数に達していることを報告いたします。
次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、6. 安田武雄 委員と14. 小崎 進 委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 どうもありがとうございました。それでは、本日の議事日程（２）農地転用等についてに進みます。

会 長 【議案第 1 号】
・農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 3 件
【議案第 2 号】
・農地法第 4 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 1 件
【議案第 3 号】
・農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 1 件
【報告第 4 号】
・農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出・・・・・・・・ 4 件
【報告第 5 号】
・農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届け出・・・・・・・・ 12 件
の議題に入ります。

それでは、【議案第 1 号】農地法第 3 条による許可申請についてを、議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長
それでは、農地法第 3 条について説明します。
今回 3 件ございます、1, 2, 3 と説明させていただいた後お諮りしたいと思えます。
番号 1 番 [REDACTED] 現況、登記とも畑 面積 510 m²です。使用貸人 [REDACTED] 様と使用借人 [REDACTED] 様とした「清須市農地バンク制度」による使用貸借権設定となっています。
[REDACTED] 様は、現在、高齢のため十分な耕作ができないという理由と、[REDACTED] 様は露地栽培の農業経営を拡大したいとの理由により意見がまとまり申請となりました。
貸借期間は平成 26 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日の 5 年間で、[REDACTED] 様は名古屋市から市内への転居も視野に入れております。
続きまして、番号 2 番なんですけども、申請地は [REDACTED]、登記は田、現況は畑、面積は 102 m²です。売り渡し人 [REDACTED] 様と譲受人 [REDACTED] 様とした所有権移転となっています。
[REDACTED] 様は大阪府 [REDACTED] にお住まいのため、目が行き届かなく、耕作の継続ができないという事と、[REDACTED] 様は営農拡大をしたいとの双方の意見がまとまり申請となりました。
尚、畑の行き来は隣地の土地所有者に承諾を得ています。
次に 3 番についても同様の双方の意見のまとまりですが、申請地は [REDACTED]、登記、現況ともに畑、面積は 585 m²です。
譲渡人 [REDACTED] 様と譲受人 [REDACTED] 様とした所有権移転となっています。
[REDACTED] 様は大阪府 [REDACTED] にお住まいのため、目が行き届かなく、耕作の継続ができないという事、[REDACTED] 様は営農拡大をしたいとの意見がまとまり申請となりました。
以上、説明を終わります。

会 長 はい、ごくろうさまでした。

この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元委員は、小崎崇徳委員と三宅委員ですが・・・。

小崎(崇)委員 事務局の説明通りで問題ありません。

三宅委員 2番、3番についても大丈夫です。

会長 よろしいでしょうか、なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として許可することといたします。

続きまして【議案第2号】農地法第4条による許可申請を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、会長。

それでは、【議案第2号】について説明します。

番号1番をお願いします。

申請地は、[REDACTED]、登記は田 現況は畑、面積460㎡、市街化調整区域となります。

所有者は[REDACTED]様で、事業拡大に伴い駐車場にするための農地転用です。[REDACTED]様は、現在、[REDACTED]において歯科医院を営んでおりますが、この度、同じ歯科医でもある息子さんが[REDACTED]歯科医院での勤務を終えて、今年4月から帰ってきました。

この機会に、今後、スタッフ2名の雇用と診療台も3台増設する予定です。

さらに、息子さんを頼ってみえる患者の増加等を考慮し、駐車場の拡張を申請されました。

立地基準については、申請地は、名古屋高速道路16号一宮線春日入口から250m以内にあり3種農地と判断でき、運用通知第2の1の(1)、エー(ア)ーaー(b)に該当します。

一般基準についても支障がない見込みですので、よろしくをお願いします。

以上、説明を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元は、星野満委員ですが何かありますでしょうか・・・。

星野満委員 問題ありません。

会長 他に何かご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、【議案第3号】農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、会長。

【議案第3号】について、説明させていただきます。

それでは、番号1番をお願いします。

申請地は、[REDACTED]、登記・現況田、面積292㎡、[REDACTED]、登記・現況田、面積174㎡、[REDACTED]、登記・現況田、面積111㎡、[REDACTED]、登記・現況田、面積401㎡、[REDACTED]、登記・現況田、面積156㎡、[REDACTED]、登記・現況田、面積236㎡、[REDACTED]、登記・現況田、面積168㎡、[REDACTED]、登記・現況田、面積210㎡の合計8筆 面積1,748㎡です。

申請地は、農業振興地域の農用地外で清須市役所春日支所から300m以内の場所となり、3種農地になります。

賃貸人は

[REDACTED]の以上6名と賃借人

[REDACTED]とした賃貸借権設定による店舗・駐車場を建築するための農地転用であります。

申請地は62号の春日井稲沢線[REDACTED]に面しているため、交通状況も良好で、周辺には住宅・工場が相当数点在し、付近住民・工場勤務者の方々に利用していただけると確信し関係地主の了解も得られたので、今回出店を決意されました。出店にあたっては、利便性・安全性・採算性等を配慮し、最良の店舗配置計画・駐車場計画を行いました。

また、立地基準については、運用通知第2の1の(1)からエー(ア)ーaー(b)に該当します。また他法令関係についても申請中でありますので、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくをお願いします。

以上で説明を終わります。

会 長 ご苦労様でした。事務局からの説明が終わりましたがなにかご質問ありませんでしょうか、この案件の地元委員は、小崎崇徳委員ですが・・・。

小崎(崇)委員 現場は春日井稲沢線で大通りに面しておりまして田であります、問題はないと認識しております。

会 長 ほかの委員さんも何かございませぬか、なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしゅうございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、【報告第4号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出に入ります。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出について読み上げますから、

地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、番号39番 [REDACTED]、登記畑、現況雑種地、面積251㎡転用目的は共同住宅の建設です。

日下部委員 問題ありません。
石黒委員 問題ありません。

会 長 続きまして40番 [REDACTED]、登記田、現況資材置き場、面積240㎡転用目的は住宅建設です。

大橋委員 問題ありません。

会 長 続きまして、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について番号1番 [REDACTED]、登記・現況とも畑、面積224㎡転用目的は共同住宅の建設です。何かありませんか。

成瀬委員 問題ありません。

会 長 次に番号2番 [REDACTED]、登記田、現況雑種地、面積454㎡転用目的は共同住宅で始末書ありです。よろしいですか。

小崎進委員 この件について、始末書が添付されていますが地目は田ですが、宮田用水はどのようにされていますか。

事務局 おそらく、台帳には載っておりませんでしたので清算は済んでいるのではないかと思います、現状は雑種地になっておりますので、宮田の台帳には載っていないというような状況です。

小崎進委員 この物件かなり前から運送会社に貸してあったようで、まさか転用されていないとは思っていなかった、宮田用水の台帳にも載っていなかった、それで私は既に転用されて登記がされていなかったのか、その辺りのところをもう1度しっかり確認しておいてほしいと思います。

事務局 わかりました、一度確認させていただきます。

小崎進委員 台帳がないから、雑種地であるから載っていないという。
加藤委員 台帳というのはおそらく宮田用水はこれ決裁されていると思います、初めの転用、おそらく転用 春日の当時に転用されていると思う、それで登記が皆さん対処してない。それで転用の許可の段階で指導をしてかないと何度でもこうになってしまうので。登記までしていかないと。

事務局 今後指導していきます。

小崎進委員 再度宮田用水を調べてください、ないだろう、済んだらうではなく、

元先輩の委員さんでありましたので、ちょっと調べてください、お願いします。

事務局 はい。

会長 では、調べておいてください。
続きまして、【報告第5号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について番号188番 [REDACTED]、登記田、現況畑、面積166㎡所有権移転による専用住宅の建設です。こちらの方はよろしいですか。

浅野委員 問題ないです。

会長 次に189番 [REDACTED]、登記田、現況畑、面積214㎡所有権移転による専用住宅の建設です。これは須ヶ口が整理の時に畑になったので20年以上畑のままになっている。
これは、宮田用水の方は整理で終わっておるのかな。

事務局 はい。

会長 次に190番 [REDACTED]、登記、現況とも田、面積198㎡所有権移転による専用住宅の建設です。こちらの方はよろしいでしょうか。

星野満委員 問題ないです。

会長 次に191番 [REDACTED]、登記・現況とも畑、面積464㎡所有権移転による分譲住宅の建設です。畑ですから水の方は関係ないですから、私のところですので大丈夫です。

会長 次に192番 [REDACTED]、登記・現況とも畑、面積200㎡所有権移転による専用住宅の建設です。

石黒委員 問題ありません。

会長 続きまして、【報告第5号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1番 [REDACTED]、登記田、現況畑、面積258㎡所有権移転による専用住宅の建設です。

浅野委員 これも問題ないです。

会長 2番 [REDACTED]、登記・現況とも田、面積233㎡所有権移転による専用住宅の建設です。

早川委員 ここも水の落とし口のいないところですので問題ないと思います。

会長 3番 [REDACTED]、登記、現況とも田、面積233㎡所有権移転による駐車場の設置ですが。

川崎委員 問題ありません。

会長 4番 [REDACTED]、登記田、現況雑種地、面積454㎡と26㎡所有権移転による分譲住宅の建設です、再転用と書いてありますので水の方は大丈夫ですね。

石黒委員 問題ありません。

会長 5番 [REDACTED]、登記田、現況雑種地、面積216㎡所有権移転による専用住宅の建設です。

石黒委員 問題ありません。

会長 続いて6番 [REDACTED]、登記が田、現況雑種地、面積132㎡所有権移転による専用住宅の建設です。再転用になってはいますが。

石黒委員 問題ありません。

会長 7番 [REDACTED]、登記・現況とも田、面積106㎡と26㎡所有権移転による専用住宅の建設です。

石黒委員 7番も大丈夫です。

会長 以上の件について、何か質問、ご意見ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

会長 どうもありがとうございました、それでは異議なしのお声をいただきましたので本委員会として承認いたします。

これで、本日予定されていたすべての議案が終了しました。

何か質問・意見等ありませんか、なければ事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは席上に配布しました封筒がありましてその中に農業委員の活動記録と農振計画、清須市農業振興計画の計画書があろうかと思えます。ご覧いただきたいと思えます、それについて説明をさせていただきます。

皆さんの封筒の中のお手元にあります去年9月に第6回農業委員会でお諮りしました清須農業振興地域整備計画書入っています。

農業振興地域についてはおおむね5年ごとの見直しはありますけども、ようやく旧春日町と旧清洲町の合わさった内容の計画となっています。

内容については旧2町を引き継ぐもので維持継続するものとなっております。

また計画書の中に付図1と付図7号が挟んであると思うんですけども付図7号を見てください。春日落合蓮華寺地域と春日下之郷地域は農用地区域に含めないことが相当である農用地として位置づけましたのでよろしくお願ひします。

続きまして、同封の農業委員活動記録ですが、9月分まで入れてあります、三宅委員については6月分までです。

改めて説明をしますが、記録簿に記載されている報告、パトロール、現地調査、相談、紹介など農業委員さんがその権限に基づいて行う法令業務になっておりますので重ねてよろしくお願いいたします。

会長 それでは次回の開催について確認します。
平成26年5月20日、火曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

会長 以上で、26年度第1回の委員会を終了させていただきます。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時40分—

会 長 _____

6 番委員 _____

1 4 番委員 _____